

旧統一教会に質問権行使

文科相「組織、財産」報告要求

永岡桂子文部科学相は二十一日、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、宗教法人法に基づく質問権を行使した。組織運営権を行った。回答期限は十二月九日。一九九五年の法改正で盛り込まれた調査権限の行使は初。文化庁は解散命令請求を視野に、教団の回答を精査した上で、年内の追加調査も想定している。

質問権は、解散命令に該当する「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する行為」が疑われる場合などに行使可能。旧統一教会は「文科省の意向に従って、誠心誠意対応する」とコメントした。

永岡氏は二十一日の閣議後記者会見で、質問権行使とともに、「関係者から情報収集を進め、具体的な証拠や資料を伴う客観的な事実を明らかにしたい」と述べた。調査内容の詳細は明かさず、終了時期も「予断を持つて言えない」とした。

宗教法人は、役員名簿や

財産目録、收支計算書を所轄庁に提出する義務がある。文化庁によると、これらに加えて、教団の運営規定に関する書面や帳簿の提出を求める」と、組織の意思決定の仕組みや資金の流れを解明する狙い。旧統一教会の組織的不法行為や法的責任を認定した二十二件の民事判決の詳細なども把握する。

解散命令請求には、違法行為の「組織性、悪質性」を侵害しないとの見解で一致し、了承した。

永岡氏は「十一日に審議会へ質問権行使について諮詢し、審議会は「信教の自由を侵害しない」との見解で一致し、了承した。宗教法人審議会に諮問しなければならず、早ければ年内に開催して追加で報告を求める内容の了承を得たいと考えた。